		日	号外	ページ
二一五	電気事業法第五十七条の二第一項の登録調査機関として登録の更新をした件	二三	二五	四
二一六	中小企業信用保険法第二条第五項第一号の事業者を指定する件	二三	二五	四
二一七	商標法第四条第一項第二号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知されたオランダ王国の記章を指定した件	二三	二五	四
二一八	商標法第四条第一項第五号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知されたエクアドル共和国の監督用又は証明用の記号又は印章を指定した件	二三	二五	四
二一九	商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知された経済協力開発機構の標章を指定した件	二三	二五	四
二二〇	商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知された化学兵器の禁止のための機関の標章を指定した件	二三	二五	四
二二一	商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知された国際獣疫事務局の標章を指定した件	二三	二五	四
二二二	商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知された常設仲裁裁判所の標章を指定した件	二三	二五	四
二二三	商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知された湾岸アラブ諸国協力理事会の標章を指定した件	二三	二五	四
二二四	商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知されたイスラム協力機構の標章を指定した件	二三	二五	四
二二五	商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知された欧州復興開発銀行の標章を指定した件	二三	二五	四
二二六	工業標準化法に基づく登録試験事業者等に関する省令第一条ただし書に基づく一区分として扱う試験方法を定める件	二三	二八	三
二二七	発電用施設周辺地域整備法第三条第一項の規定に基づく地点を指定する件	二三	二八	四
二二八	中小企業支援法第十一条第一項の規定に基づき中小企業診断士を登録した件	二三	三一	四
二二九	中小企業支援法第十一条第一項の規定に基づき中小企業診断士を再登録した件	二三	三一	五
二三〇	中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第十三条第三項の規定に基づき氏名に係る登録簿の変更をした件	二三	三一	五
二三一	中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第十五条第一項の規定に基づき登録の消除をした件	二三	三一	五
	○特　許　庁			
一〇	登録調査機関の調査業務を行う事務所の所在地を変更する件	二三	二三	四
	○国土交通省			
九一七	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示	一	二一三	六
九一八	道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示	一	二一三	七
九一九	平成十八年国土交通省告示第五百九十八号の一部を改正する件	一	二一三	七
九二〇	水防法第十条第二項の洪水予報を行う河川を指定する件	一	二一三	七
九二一	航空身体検査証明のための身体検査を行う医療機関等の指定に関する告示の一部を改正する件	一	二一三	七
九二二	航空法第三十一条第一項の指定航空身体検査医の指定に関する告示の一部を改正する件	一	二一三	七
九二三	高速自動車国道に関する件	一	二一三	五
九二四―九四一	自動車の型式を指定した件	二	二一三	五
九四二	平成十六年国土交通省告示第七百七十二号の一部を改正する件	三	二一五	六
九四三	信号符字を点附した件	三	二一五	六
九四四	信号符字を取り消した件	三	二一五	七
九四五	船舶国籍証書を無効とした件	三	二一五	七
九四六	登録基幹技能者講習実施機関の登録事項の変更の届出があった件	三	二一五	七
九四七―九四九	自動車の型式についての指定を取り消した件	三	二一五	七
九五〇―九七七	自動車の装置の型式を指定した件	三	二一五	四
九七八―九八二	指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加した件	三	二一五	五
九八三―九八四	指定装置の指定製作者等の名称及び住所を変更した件	三	二一五	九
九八五―九八八	自動車の装置の型式についての指定を取り消した件	三	二一五	一〇
九八九	検査対象外軽自動車の型式を認定した件	三	二一五	一〇
九九〇―九九二	小型特殊自動車の型式を認定した件	三	二一五	一〇
九九三―九九六	小型特殊自動車の製作者の氏名又は名称及び住所を変更する旨届出があった件	三	二一五	一一
九九七―九九八	小型特殊自動車について製作廃止の届出があった件	三	二一五	一一
九九九	原動機付自転車の型式を認定した件	三	二一五	一一
一〇〇〇	保安設備の整備により改良することが必要と認められる踏切道を指定した件	四	二一五	一一